厚生労働委員会)

歯 科 腔 保 健 の 推 進 に 関 す る 法 律 案 厚 生 労 働 委 員 長 提 出)(参第一三号) 要旨

本 法 律 案 は、 \Box 腔系 の 健 康 が 玉 民 が 健 康 で 質 の 高 L١ 生 活 を 営 む 上で基 礎 的 かつ 重 要 な役 割 を 果 た 玉 民 の

日 常 生 活 で の 歯 科 疾 患予 防 の 取 組 が П 腔 の 健 康 保 持 に 有 効 なことに 盤 み 玉 民 保 健 の 向 上 に 寄 与 す る た め

歯 科 疾 患 の 予 防 等 に ょ る 腔 の 健 康 の 保 持 以 下 歯 科 腔 保 健 <u>...</u> ح l١ う。) の 推 進 に 関 ŕ 基 本 理 念 を 定

め、 並 び に 玉 及 び 地 方 公 共 寸 体 の 責 務 等 を 明 5 か に ŕ 歯 科 腔 保 健 の 推 進 に 関 す る 施 策 の 基 本 لح な る 事 頂

を 定 め る こ と等 に ょ IJ 同 施 策 を 総 合 的 に 推 進 L ようとす る も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の ۲ お IJ で あ る。

歯 科 腔 保 健 の 推 進 に 関 す る 施 策 の 基 本 理 念

1 玉 民 ر ص 生 涯 に わ た る 日常 生 活 に お け る 歯 科 疾 患 の 予 防、 早 期 発 見、 早 期 治 療 を 促 進する。

2 乳 幼 児 期 か 5 高 낡 期 ま で の 腔 の 状 態、 歯 科 疾 患 の 特 性 等 に 応 じ、 歯 科 腔 保 健 を 推 進す

3 保 健 医 療、 社 会 福 祉 そ の 他 の 関 連 施 策 の 連 携 を 义 IJ っ う、 総 合 的 に 歯 科 腔 保 健 を 推 進する。

二 国、地方公共団体等の責務等

1 玉 は 基 本 理 念に の っ とり 歯科口 腔保健 の 推 進に 関 する施策 を策定 実 施 する責 パ務を、 地 方公共団 体

は 基 本 理 念に のっ ک ان 国 ع の 連 携 を 义 IJ うつ 地 域 の 状 況 に 応 じ た 施 策 を 策 定 • 実 施 す る 責 務 を 有 する。

2 歯 科 医 師 そ の 他 の 歯 科 医 療 等 業 務 従 事 者 ば 医 師 そ の 他 関 連 す る 業 務 従 事 者 と緊 密 な 連 携 を 义 1) 適 切

に 業 務 を 行うととも に 玉 及 び 地 方 公 共 4 体 が 講 ず る 施 策 に 協 力 す る ょ う努 め る も の とする。

3 法 令 に 基 ブ き 玉 民 の 健 康 の 保 持 増 進 の た め に 必 要 な 事 業 を 行う 者 は 玉 及 び 地 方 公 共 4 体 が 歯 科

保 健 の 推 進 に 関 し て 講 ず る 施 策 に 協 力 す る よう努 め る も の لح す ؠؗ

4 玉 民 は、 歯 科 腔 保 健 の 正 L L١ 知 識 を 持 ち、 生 涯 日 常 生 活 で 自 5 歯 科 疾 患 の 予 防 に 向 け た 取 組 を

11 定 期 的 に 歯 科 検 診 を 受 け、 必 要 に 応 じ 歯 科 保 健 指 導 を 受 け、 歯 科 \Box 腔 保 健 に 努 め る も の とする。

Ξ 歯 科 腔 保 健 の 推 進 に 関 す る 基 本 的 事 項 の 策 定 筡

厚 生 労 働 大 臣 は 歯 科 腔 保 健 の 知 識 等 の 普 及 晵 発 等 の 施 策 の 総 合 的 な 実 施 の た め の 方 針、 目 標 計 画

そ の 他 の 基 本 的 事 項 を 定 め る も の لح ŕ 都 道 府 県 は 厚 生 労 働 大臣 が 定 め る 基 本 的 事 項 を 勘 案 L 地 域 **ത**

状 況 に 応 じ、 施 策 の 総 合 的 な 実 施 の た め の 基 本 的 事 項 を 定 める よう努め な け れ ば なら な しし 都 道 府 県 等 は

施 策 の 実 施 の た め、 歯 科医 療 等 業 務 従 事 者 等 ^ の 支援を行う口腔保健支援セ ンター を設けることができる。

四 この法律は、公布の日から施行する。

行

腔